

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○互 金次郎副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから平成29年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○互 金次郎副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○互 金次郎副議長 先般、草加市選出組合議会議員、佐々木洋一議員、鈴木由和議員の辞職に伴う改選の結果報告が10月31日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

西沢可祝議員でございます。

切敷光雄議員でございます。

◎議席の指定

○互 金次郎副議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○剣持督己議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

西沢可祝議員6番、切敷光雄議員24番。

以上でございます。

○互 金次郎副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎議長選挙

○互 金次郎副議長 次に、当組合議会議長の選挙を行います。

当組合議会議長は、鈴木由和議員の辞職に伴い、欠員が生じております。

この際、議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○互 金次郎副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○互 金次郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により議長選考委員会にかえさせていただきたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○互 金次郎副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時10分 再開

◎開議の宣告

○互 金次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選考委員長報告

○互 金次郎副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります切敷光雄議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○互 金次郎副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には切敷光雄議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○互 金次郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、切敷光雄議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました切敷光雄議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任挨拶

○互 金次郎副議長 切敷光雄議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔切敷光雄議長登壇〕

○切敷光雄議長 皆さんおはようございます。

ただいま皆様のご推挙により議長の職を拝命いたしました切敷光雄でございます。

議員の皆様、執行部の皆様のご協力とご理解を得ながら、議事運営を進めてまいりたいと

思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○互 金次郎副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

切敷光雄議長、議長席にお着きください。

〔切敷光雄議長・議長席に着く〕

◎管理者就任挨拶

○切敷光雄議長 次に、10月29日に越谷市長選挙が行われ、高橋努市長が当選され、引き続いて当組合の管理者に11月11日付で就任されました。

この際、高橋努管理者よりご挨拶をお願いいたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただきまして、管理者就任のご挨拶をさせていただきます。

過日行われました越谷市長選挙におきましては、多くの市民の皆様からのご支持をいただき、引き続き越谷市長の任を賜ることとなりました。

その後、構成団体の市長、町長より再び組合の管理者に選任され、これまでと同様に組合運営を担当することになりました。まことに光栄に存じますとともに、その職責の重さを痛感しております。

さて、この4年間では、懸案となっていた幾つかの事業が進展いたしました。まず、記憶にも新しい平成23年3月の福島第一原子力発電所事故に起因して、飛灰などを工場から搬出できず、施設内に一時保管する事態がございましたが、新たな最終処分場の確保などにより、平成26年3月には全ての一時保管飛灰を搬出处分いたしました。また、同年10月には休止していた堆肥の販売を再開し、現在では多くの方々に利用していただいております。

一方、施設整備事業におきましては、平成10年に稼働を中止した第二工場ごみ処理施設の建てかえ工事が平成28年3月に完了し、同年4月に本格稼働いたしました。さらには、その稼働にあわせまして、老朽化した第一工場ごみ処理施設の大規模改修工事に着手し、平成32年3月に完了する予定でございます。この2つの工場を効率的に運転する処理体制を構築し、安全かつ安定したごみ処理を今後も継続してまいります。

また、老朽化したし尿処理施設につきましては、平成28年から新たに汚泥再生処理センターの建設を行っているところであり、平成30年4月の本格稼働を予定しております。この新しい施設では、発生する汚泥から助燃剤を製造し、さらに包括的な運営委託による効率的な運営に努めてまいります。

現在、さまざまな地球規模の環境問題が発生する中、国は持続可能な開発目標を定め、社会と経済成長を推進する環境政策を掲げています。組合も循環型社会形成を目指して、ごみの減量化、大気汚染の防止、ごみ発電の推進など環境に影響する施策につきましては、引き続き積極的に取り組んでまいりますとともに、効率的な組合運営に努めてまいります。

廃棄物処理施設は地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。議員の皆様、住民の皆様には限りないご助言とご指導、そしてご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。管理者就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、10月31日の閉会中において、総務常任委員に切敷光雄、ごみ処理常任委員に西沢可祝議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○剣持督己議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 5 2 7 号

平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 互 金次郎 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高 橋 努

12月組合議会定例会に提出する議案書の送付について

標記について、平成29年12月22日に招集いたしました組合議会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合財政状況の公表に関する条例制定について
- 1 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について

東 埼 資 環 第 5 3 2 号

平成29年12月22日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 互 金次郎 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高 橋 努

12月組合議会定例会に提出する議案書（その2）の送付について

標記について、平成29年12月22日に招集いたしました組合議会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書（その2）を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合管理者及び副管理者の給料の特例に関する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給料の特例に関する条例制定について

以上でございます。

○切敷光雄議長 次に、9月定例会において議会運営委員会に付託いたしました特定事件につ

いて、議会運営委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議会運営委員長から報告を求めます。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 議長のご指名によりまして、議会運営委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月19日、20日の2日間にわたり、委員3名及び正副議長が出席し、副管理者の随行を求め、「組合の議会運営」、「クリーンパーク新川の運営」についての2項目を調査事項とし、愛知県清須市にある五条広域事務組合へ、また、「クリーンセンターの運営」についてを調査事項とし、三重県四日市市への行政調査を実施いたしました。

そのうち五条広域事務組合の「クリーンパーク新川の運営」についてご報告いたします。

今回調査いたしました施設の処理能力は、1日当たりし尿13キロリットル、浄化槽汚泥117キロリットルの計130キロリットルで、このほか生ごみを1日500キログラム処理できるとのことでありました。処理方式は、水処理設備が膜分離高負荷脱窒素処理方式で、資源化設備は堆肥化を行っておりました。工期は平成15年11月から平成18年3月、全体事業費は61億4,432万9,382円でした。

汚泥の再資源化については、コスト面を考慮して国庫補助の対象となる堆肥化を選択したとのことで、汚泥を給食センターから排出される調理くず等の生ごみと混合させ発酵させることにより、有機分を豊富に含んだ堆肥を生産しており、クリーンパークコンポとして住民に無料配布しておりました。なお、配布は予約制で、1人1回当たりの配布量は1袋18キログラム入りのものが20袋まででした。また、今後は堆肥の有料化の検討や将来的な取引先を確保することが課題となってくるとのことでありました。

なお、五条広域事務組合の議会運営及び四日市市のクリーンセンターの運営につきましては、調査結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上が、今回の行政調査の概要であります。全体を通しまして貴重なお話を伺うことができました。今後このことを組合行政並びに構成団体の中で生かしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○切敷光雄議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

16番 鈴木 勉 議員

17番 小倉 順子 議員

18番 芝野 勝利 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○切敷光雄議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定についてのほか8件であります。

一般質問については1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

なお、平成30年次の議会日程を決定いたしました。予定表をお手元に配付させていただきましたので、あらかじめ日程の確保をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第8号
議案）の上程及び決算特別委員会委員長の
報告

○切敷光雄議長 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第8号議案 平成28年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から、審査の結果についての報告がありました。委員会審査結果報告書及び委員会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

西沢可祝決算特別委員長。

〔西沢可祝決算特別委員長登壇〕

○西沢可祝決算特別委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第8号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月15日、第一工場第一委員会室において、委員全員出席し、説明員として副管理者、事務局長、会計管理者、事務局次長並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、審査に先立ちまして欠員となっておりました委員長の選挙を行い、西沢可祝が委員長に選出されました。

続いて審査に入りましたが、審査の方法は、執行部より歳入・歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は最初に第1款及び第2款、次に第3款ないし第5款、最後に第6款ないし第8款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

なお、議長の許可をいただき、委員会報告書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

まず、歳入の部のうち、第1款「分担金及び負担金」について申し上げます。

分担金の減額要因と今後の見通しは、との質疑に対し、平成28年度の当初予算の積算に当たり、事業費の見直しを行い約1億9,000万円の黒字となり、また平成26年度支出に係る原子力損害弁償金として約2億8,000万円が支払われたことにより、基金残高が財政計画と比較し約5億円の増額となったことなどから、7億円を減額し35億円とした。

また、平成28年度9月補正予算により4億円を減額し31億円としたが、これは（仮称）汚泥再生処理センターの建設事業が、入札の結果低額となったこと。第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修事業が施工方法などの見直しにより事業費が減少し、さらに循環型社会形成推進交付金に採択され歳入がふえたこと。電力の自由化に伴い、第一工場の電力売払代金が増額したことによるもので、財政計画と基金残高の見込み額の差が約16億円となり、そのうち平成28年度に4億円の減額をしたものである。

今後については、現在「財政計画2013」の作成後5年が経過し、大きな事業もおおむね終了してきたので、これらを踏まえ、新たな「財政計画2018」の策定において、分担金については減額できるよう検討しているところであるとのことであります。

次に、し尿搬入量の今後の見通しは、との質疑に対し、生し尿は公共下水道の普及により年々減少しており、いずれはゼロに近くなるものと予想している。一方、浄化槽汚泥については、市街化調整区域内は合併処理浄化槽で対応することになっていることから、若干ふえてくると考えている。（仮称）汚泥再生処理センターを計画した際は、これらの処理量の推移等を勘案し、将来の状況変化に耐え得る施設として設計したとのことであります。

なお、第1款「分担金及び負担金」については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、第2款「使用料及び手数料」について申し上げます。

せん定枝・刈り草の搬入状況及び受け入れ体制を充実させる考えは、との質疑に対し、東日本大震災以降一時受け入れを中止していたが、放射能濃度が下がってきたことから、平成26年4月より事業系から徐々に搬入を再開し、その後個人搬入も受け入れるようになった。平成27年度からは県・市の河川の刈り草も受け入れるようになり、搬入量は増加している。現在は各事業者と一般廃棄物処理手数料の一括納入を承認し、ICカードの採用等によりスムーズな搬入と手数料の納付ができるよう受け入れ体制の充実に努めている。

また、放射能については、震災後は搬入物全てを測定しており、現在はほとんど不検出の状況であるが、これらを原料とした堆肥を生産した際も、放射能数値が100ベクレル以下でないと販売できないため、検査機関の検査を受け、国に報告をしているとのことであります。

次に、事業系ごみの適正搬入に向けた取り組みは、との質疑に対し、事業系ごみについては、本来産業廃棄物として搬出しなければならないごみが混入することもあることから、ごみ内容物検査を行う中で、不適正な搬入物は事業者を持ち帰ってもらっている。さらに今年度は、管内の搬入事業者を対象に廃棄物の適正な搬入に関する説明会を開催し、その際、収集車の職員に常時所持してもらい、搬出事業者へ提示してもらった啓発用のPRカードを作成し配付した。また、年に4回発行している「広報リユース」や、ことしは11月12日に開催された「リユースまつり」等を利用し啓発に努めているとのことでありました。

なお、第2款「使用料及び手数料」については、ほかに2件の質疑がありました。

次に、第4款「財産収入」について申し上げます。

せん定枝・刈り草の搬入基準及び搬入量の増加に係る対応は、との質疑に対し、搬入される家庭系の枝草については、無料で受け入れている。堆肥を生産するために必要な期間は、刈り草は4カ月、せん定枝については6カ月程度必要なため、つくり置きをして多少の在庫を抱えている状況であり、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴う放射能の影響により、堆肥の生産は屋内で行わなければならないという制約があるが、事故前の生産量は最大900トン、枝草の最大受け入れ量は1,800トンであった。平成28年度までは月2回の販売をしていたが、平成29年度からは枝草の搬入量がふえたことから月3回の販売を行っており、当日の販売予定量のほぼ100%が売れている状況である。

いずれにしても、枝草の堆肥化についてはごみ減量につながることから、搬入方法や堆肥の販売について積極的な広報活動を進めてまいりたいとのことでありました。

次に、電力売払代金の減少要因と今後の見通しは、との質疑に対し、平成28年4月から第二工場ごみ処理施設が本格稼働を始めたことにより、平成27年度まで第一工場に搬入されていたごみのうち、草加市及び八潮市分の約8万9,000トンが第二工場で処理されることになったことから、第一工場に搬入されるごみが減少したことに伴い、発電電力量が減ったことが要因である。ただ、電力の自由化により、これまで東京電力に随意契約により売却していたものを、競争入札を採用することによって、1キロワットアワー当たりの単価が従来より約3円上がったため、売払電力量の減少に比べ売払代金の減少は抑えられた。

なお、本年度の電力売払代金については、入札結果により単価が昨年度より若干下がったことから減少することが予想されるとのことでありました。

次に、堆肥売払代金の増加要因と今後の見通しは、との質疑に対し、平成27年度は枝草の搬入量も少なかったことから堆肥の生産量も少なく、1日200人に限定して販売した。平成

28年度は搬入量もふえたことから、年度途中から200人の限定販売を解除したことにより、販売量も増加した。本年度は国・県の河川刈り草等の搬入もふえており、これに伴い堆肥の生産量及び販売量も増加傾向にあるとのことでありました。

次に、第5款「繰入金」については1件の質疑がありました。

次に、第6款「繰越金」について申し上げます。

繰越金の減少要因は、との質疑に対し、平成27年度の繰越金は約10億6,625万円、平成28年度については約3億2,473万円で減少している。この要因としては、平成27年度の第二工場ごみ処理施設建設事業に係る交付金が国から交付される際、平成26年度事業分として交付されたことから、平成26年度3月補正予算に計上したが、実際には平成26年度に事業は実施できないため、明許繰越として全て平成27年度に繰り越したことにより、繰越金が多くなった。例年の繰越金額は3億円から4億円程度で推移しているとのことでありました。

次に、第7款「諸収入」について申し上げます。

原子力損害弁償金の内容及び今後の見通しは、との質疑に対し、原子力損害弁償金は国の中間指針に基づき、福島第一原子力発電所事故以前と比較し、余計に支出したごみ処理経費について損害賠償請求を行い、支払われた弁償金であり、その内訳は、放射能濃度、空間線量、排ガス等の放射能測定費用として118万9,902円、焼却灰等の処分に係る追加的費用として1億7,224万4,071円、処分先の自治体に支払う環境保全協力金が670万5,200円の合計1億8,013万9,173円である。この損害弁償金については、今年度からは100ベクレル以下の放射性濃度の灰については対象としない旨の話も聞いており、現在組合では飛灰は100ベクレルを超えているが、主灰は100ベクレル以下であるので、今後の弁償金は徐々に減少していくと考えているとのことでありました。

なお、第7款「諸収入」については、ほかに1件の質疑があり、第3款「国庫支出金」、第8款「組合債」についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部について申し上げます。

まず、第2款「総務費」について申し上げます。

I S O 14001の認証返上に伴うエネルギー管理等支援委託の考え方は、との質疑に対し、平成28年4月から第二工場ごみ処理施設が本格稼働したことにより、当組合の年間使用エネルギー量が原油換算で1,500キロリットルを超えることになり、全体で3,138キロリットルとなった。これにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法と、埼玉県地球温暖化対策推進条例の適用対象となり、CO₂の削減が求められることになった。

これらに対応するために、平成28年度は省エネ法及び県条例への対応や省エネ法等に対応した組織体制とISO14001との統合によるシステムの構築について委託したものである。

組合では、これまでも国際標準規格であるISO14001に準拠し、CO₂削減等の環境保全に向けた取り組みを行ってきたが、さらに厳しい目標を国・県から求められたことで、平成28年度はISO14001による環境マネジメントシステムでは対応できなくなったこともあり、このシステムを発展的に改善し、新しいマネジメントシステムに置き換え、省エネ法や県条例にも対応できる組合独自のシステムの策定に取り組んできており、これによりISOに係る支出はなくなったとのことでありました。

次に、他団体の埼玉県地球温暖化対策推進条例に係る対応状況は、との質疑に対し、ISOは国際標準規格ということで採用されている自治体も多いようであるが、県条例で求められている数値はさらに高いものであることから、独自のマネジメントシステムに切りかえている団体もふえていると聞いている。

組合では、ISOから学んだ環境保全に向けた取り組みを生かして、新たなマネジメントシステムを構築し、さらにCO₂の削減に努めてまいりたいとのことでありました。

次に、埼玉県地球温暖化対策推進条例の強制力は、また第二工場ごみ処理施設の当該制度への対応は、との質疑に対し、組合では平成28年度に原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用したため、県条例によりCO₂の削減に取り組む義務を負った。第二工場ごみ処理施設がこの基準を超えることは、建設事業の計画段階からわかっていたため、平成27年度からこれらに対応すべく準備を進めてきた。

いずれにしても、ごみ処理量が減少すればコークス等のエネルギー使用量も減ることから、これを踏まえ、引き続きごみ減量・資源化に向け、取り組んでまいりたいとのことでありました。

なお、第2款「総務費」については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、第3款「事業費」について申し上げます。

長寿命化計画策定に係る考え方とその内容は、との質疑に対し、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事事業において、長寿命化総合計画の策定が循環型社会形成推進交付金の交付要件となっていることから、第一工場ごみ処理施設長寿命化行動計画を策定した。計画の内容は、基礎情報として維持管理補修履歴の整備、施設保全計画として施設機器に対するの重要性と適切な保全方法、機器選別管理基準等である。

効果としては、第一工場ごみ処理施設の延命化の目標年数を平成45年と設定し、施設の延

命化工事を実施して平成45年まで稼働した場合の廃棄物処理ライフサイクルコストと、施設更新で建てかえた場合のコストを比較した結果、施設の延命化工事を実施したほうが評価が高いことが確認できたとのことであります。

次に、最終処分場の埋立状況と今後の整備計画は、との質疑に対し、最終処分場については、当初は使用期間が平成28年までの15年間であったが、平成26年度に地元の合意を得て10年間延長し、平成38年度末までとしたところである。現在の埋立率は約52%であり、昨年度から第二工場ごみ処理施設が稼働したことから、新たに搬入されるスラグの量も減ってきている。これらを踏まえ推計すると、平成38年度まで使用してもまだ余裕がある状況であり、その後については、第一工場ごみ処理施設のスラグ発生量も勘案しながら、使用期間の四、五年前から施設整備方針を策定してまいりたいとのことであります。

次に、第5款「公債費」について申し上げます。

地方債借入れに係る考え方は、との質疑に対し、組合では、施設の建設事業等に当たり、財源の確保ということで地方債を借り入れている。これは、地方債の借入金に対し、国の補助金採択事業や重点化事業については50%、その他単独事業では30%が地方交付税として構成市町に算入されるためである。現在、未償還額が約99億円あり、今後も第二工場ごみ処理施設及び（仮称）汚泥再生処理センターの建設事業に係る返済が発生してくる。しかし、現在新たな施設の整備計画はなく、第一工場ごみ処理施設の大規模改修もあと数年で完了するため、現在の基金残高を維持する必要は少ないと考えられるので、「財政計画2018」では、基金残高を20億円から30億円程度に減らすことも視野に入れており、基金残高と地方債借入れについては総合的に勘案し整理してまいりたい。

また、地方債の借りに当たり、組合では入札により借入先を決定しており、これまでは民間の金融機関に比べ、政府系金融機関のほうが借入利率が高かったが、最近では0.01%程度まで下がってきたことから、低金利での借り入れができ、財政的には非常に有利になってきているとのことであります。

なお、第1款「議会費」、第4款「建設費」、第6款「基金積立金」、第7款「予備費」についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第8号議案については、全員一致により、原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎管理者提出第8号議案の委員長報告に対する質疑

○切敷光雄議長 第8号議案 平成28年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○切敷光雄議長 挙手多数であります。

よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

◎管理者提出第10号議案ないし第18号議案の一括上程、提案理由の説明

○切敷光雄議長 次に、管理者提出第10号議案ないし第18号議案までの9件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定を初め、都合9件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第10号議案 東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、第二工場汚泥再生処理センターの建設に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、第二工場業務課の分掌事務のうち、「第二工場し尿処理施設」を「第二工場汚泥再生処理センター」に改めるものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第11号議案 東埼玉資源環境組合処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、第二工場汚泥再生処理センターの建設等に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、「第二工場し尿処理施設」を「第二工場汚泥再生処理センター」に改めるとともに、その他処理場の名称及び位置についても整理を行うものでございます。また、設置規定において文言を追加するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、処理場の名称等の改正規定は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第12号議案 東埼玉資源環境組合財政状況の公表に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、財政状況の公表について、必要な事項を定める必要があるため提案するものでございます。

内容でございますが、毎年6月及び12月の年2回、歳入歳出予算の執行状況、組合構成市町の分担金の概況、財産、公債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を掲示等

により公表するものでございます。そのほか、組合管内住民が財政状況を閲覧できるよう定めたものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では、600万円を増額いたしますが、歳入では1款分担金及び負担金を減額するとともに、5款繰入金を増額し、歳出では2款総務費及び3款事業費における人件費の整理を行い、予備費を減額するものでございます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金につきましては、さきの補正予算（第1号）におきまして、平成28年度からの繰越金を2億9,514万2,000円増額補正いたしましたことから、3億円を減額するものでございます。

続きまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目廃棄物処理施設整備基金繰入金につきましては、分担金3億円の減額及び歳出予算600万円を増額との組み替えにより3億600万円を増額するものでございます。

24ページをごらんいただきたいと存じます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費につきましては、総務課職員などの人事異動等に伴う整理といたしまして66万円を増額するものでございます。

2目計画管理費の職員人件費につきましては、計画課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして716万円を減額するものでございます。

3款事業費、1項事業費、1目第一工場施設管理費の職員人件費につきましては、次の26ページとなりますが、第一工場業務課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして1,263万円を増額するものでございます。

3目第二工場施設管理費の職員人件費につきましては、第二工場業務課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして75万円を増額するものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては88万円を減額し、補正後の額を9,926万2,000円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、広報発行委託料を初め、都合4件でございます。

初めに、業務運営及び年度間の事業執行を円滑に進めていくものとして、広報発行委託料につきましては、平成30年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を平成29年度から平成30年度までとし、限度額を850万円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料につきましては、期間を平成29年度から平成30年度までとし、限度額を4億6,000万円に定めるものでございます。委託料の限度額につきましては、平成29年度予算額と同額となっております。

続きまして、最終処分場運転委託料につきましては、期間を平成29年度から平成32年度までとし、限度額を1億4,400万円に定めるものでございます。委託業務に検査委託料などを加え、平成30年度から平成32年度までの3年間の包括的な運転委託を行うものでございます。

続きまして、最終処分場水処理設備機器更新委託料につきましては、期間を平成29年度から平成32年度までとし、限度額を7,800万円に定めるものでございます。老朽化し更新すべき機器の更新などを行うもので、平成30年度から平成32年度までの包括的な機器更新委託を行うものでございます。

次に、第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これらの議案は期末手当に関する規定を整備するため提案するものでございまして、議員及び特別職等の期末手当の本年12月期の支給割合を100分の222.5から100分の232.5に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。また、平成30年度以降の6月期の支給割合を100分の207.5から100分の212.5に、12月期の支給割合を100分の232.5から100分の227.5に改め、平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、給料表の改定を行うもので、行政職給料表の平均改定率はプラス0.2%で、本改定は公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

次に、勤勉手当の本年12月期の支給割合を100分の85から100分の95に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。また、平成30年度以降の6月期及び12月期の支給割合について、いずれも100分の90に改め、平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第17号議案 東埼玉資源環境組合管理者及び副管理者の給料の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、第18号議案として提案させていただいております職員の給料の特例減額に鑑み、職員を統率する立場にある管理者及び副管理者の給料を減額するため、提案するものでございます。

内容でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、給料月額について、管理者3%、副管理者2%をそれぞれ減額するものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第18号議案 東埼玉資源環境組合職員の給料の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、特定職員の給料を減額するため提案するものでございます。当組合職員の給料改定につきましては、職員間の勤務条件の均等を図る上から、派遣元である越谷市の改定にあわせて実施してきたところでございます。

内容でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、職員の給料月額について、職務の級に応じ0.75%または1.5%を減額するものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

以上ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○切敷光雄議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催並びに議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時21分 再開

◎開議の宣告

○切敷光雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。

ごみ処理常任委員長に、西沢可祝委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○切敷光雄議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

本定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

15番、小林昭子議員。

〔15番 小林昭子議員登壇〕

○15番 小林昭子議員 15番、小林でございます。よろしくお願いいたします。

福島第一原発事故から7年を間もなく迎えようとしております。この事故によって放射性物質の拡散は福島第一原発から200キロ離れた埼玉にも放射性の物質の拡散が及びました。

当組合の管内5市1町のうちでも、三郷市、吉川市と2市が、環境省が指定した放射線量1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域が対象の8県102市町村の汚染状況重点地域となりました。大変重大な事態を迎え、当初は市内の草木も搬入がストップするなど市民生活にも大変影響を及ぼしました。こういう中で、ことし3月福島県以外の全ての面的除染が完了するなど、この管内においても一定の節目を迎えているのでしょうか。

また、当処理施設における焼却灰等につきましても100ベクレル以下の物質は、今後は賠償金は出ないという、こういう方向性が示されているということでありますけれども、これ

については、安全面から現場サイドでは妥当と考えられているのか、見解をお願いいたします。

そういうことで質問をさせていただきます。

原子力損害弁償金について福島第一原子力発電所事故に伴い、汚染廃棄物となったごみ処理などにかかわる費用の弁償金の今後と、中間指針の内容及び組合としての対応をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○切敷光雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの小林議員さんのお尋ねにお答えいたします。

平成23年3月に起きた福島第一原子力発電所事故に伴い、事故現場から関東エリアに高濃度の放射性物質が飛散し、樹木や草などが汚染されました。そのせん定枝や刈り草を含む可燃ごみが搬入されたため、同年7月第一工場ごみ処理施設の飛灰から1キログラム当たり最大で3,400ベクレルを超える放射性物質が検出されました。埼玉県内や千葉県内の自治体におきましても、このような事態が発生し、それまで組合の飛灰等を受け入れていた県外の最終処分場が焼却灰等の受け入れを中止する事態に至ったことから、組合では飛灰を一時的に施設内に保管するとともに、飛灰を薬剤処理することにより、新たな最終処分場への搬出を同年12月から開始いたしました。

政府は、事故により避難した住民などへの損害賠償に当たり、平成23年4月28日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判断等に関する第一次指針」を策定し、その後同年8月5日に保管費用や廃棄費用などの業務に関する追加的費用を定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が示されました。この指針を踏まえ、一般廃棄物の処理業務に関する詳細な賠償基準と手続が示され、東京電力が平成24年9月に受け付けを開始し、組合が要した経費として放射性物質の調査に要した検査費用、飛灰等の保管及び処分に要した追加的費用等を賠償請求いたしました。

これまでに、受領いたしました弁償金額につきましては、平成23年度分が約4億3,500万円、平成24年度分が約4億3,600万円、平成25年度分が約3億4,200万円、平成26年度分が約2億5,600万円、平成27年度分が約1億8,000万円で、総額では約16億4,900万円となっております。賠償金の請求開始当初は保管費用や追加した設備建設費用なども加わり高額となっておりますが、その後は通常の廃棄物処理の追加的費用の請求となりましたので、徐々に額が

減少しております。

組合では、福島原発事故に起因する経費について、東京電力に対して明確な根拠を示しながら協議を行い、請求額のほぼ全額を弁償金として受領しております。100ベクレル以下の主灰は、原子炉等規制法では安全に再利用できる廃棄物と定められているため、平成28年度分の賠償金の請求協議において、賠償の対象にならないとの説明がありました。さらには第二工場ごみ処理施設が平成28年4月から稼働し、第一工場ごみ処理施設の灰搬出量が約30%減少していることから、平成28年度分の弁償金額は減少する見込みとなっております。

今後におきましても、原子力損害に係る賠償金につきましては、賠償基準にのっとり、請求手続に遺漏がないよう進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

15番、小林昭子議員。

○15番 小林昭子議員 ありがとうございます。

現在、福島第一原発事故は廃炉作業を進めていますけれども、まだまだこの作業も先が長い状況であり、今後におきましても市民の安全第一ということで対応をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○切敷光雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案の質疑

○切敷光雄議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第11号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合財政状況の公表に関する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第12号議案について質疑いたします。

今回の提案理由は、自治法の規定に基づいて、財政状況を公表するというで条例をつくるわけなんですけど、ことしは自治法施行70年という年になっています。第243条の3という規定が最初からあったのかどうか、ちょっと私はそこまでわかりませんが、いずれにしても構成市の5市1町ではすでにこの条例はつくってございまして、ほとんど昭和の時代につくっているんですけど、なぜ今になってこの条例を制定するのか。もっと前に制定すべきだと私は思っておるんですけど、なぜ今になったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、第4条のところ、公表の仕方が組合の第一工場だと思うんですけど、その掲示場に掲示するという方法が第1項で定められております。5市1町で構成する組合なので、第一工場の掲示板というのは、5市1町の規模からすると本当にそこまで見に来るといのはとても大変なわけなんです。それで、第2項のほうで、その他管理者が必要と認める方法というのがあるんですけど、この認める方法というのは具体的にどういうものなのか。

つまり、私がお聞きしたいのは、今はほとんど、例えば構成市の越谷とか、草加とか、八潮、三郷はホームページに掲載しており、吉川はホームページ上には掲載していませんが、広報でお知らせしているということなので、できればネット上に公開していただけないのかなと、そうすると誰でもアクセスできるということで、そういうことを希望というのか、

そのほうがいいんじゃないかと思うんですが、その他管理者が必要と認める方法というのは、具体的にどんなことを指しているのか教えていただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

条例の時期がなぜ今になったかということでございますが、ご案内のとおり、ほかの自治体におきましてはもう既に公表条例については制定をされてございます。今まで私どもにつきましては、年度版の事業概要、それと広報などにより予算額、決算額、それから分担金と組合債の借入状況についてお知らせをしてきてございます。

平成27年度に総務省から統一的な基準による地方公会計の整備促進ということで、29年度までに公会計を整理する通達がございました。組合もこのことに取り組みまして、28年度分の財務に係る諸表を整理している状況で、この公表時期に合わせて財務状況の公表に関する条例をしっかりと明確化にするため制定をさせていただくものでございます。

それから、その他管理者が認める方法ということでございますが、こちらにつきましては、ネットというお話もございましたが、組合のホームページにおいて公表をするのとあわせて、広報等も利用させていただいて、皆さん誰でも見られるような形を考えてございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 確認したいのですが、平成27年に国からというか総務省から通知が来て、公会計に係る規定というか、その整備の中で、今回この条例が必要だということを認めて作成するという事によろしいのでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

本来であればもっと前に策定をしなければいけないところでしたが、27年度総務省からの通達で、改めて公表することにおいて条例をつくりまして明確化する必要があるということから、このような提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第13号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一です。

第13号議案 平成29年度補正予算（第2号）についてお尋ねをいたします。

補正予算書の6ページ、歳入、第1項の分担金及び負担金で分担金を3億円減額すること並びに5款繰入金を3億600万円増額する、こういった内容についてお尋ねをいたします。

先ほど管理者から、さきの補正予算で繰越金の増額約3億円分を原資として、今回分担金を減額しているという趣旨の説明がございました。9月の議会の補正予算では確かに繰越金が2億9,514万円増額になっており、その際、繰入金を2億5,800万円減額しております。

先ほど決算特別委員会の報告にもございましたが、平成28年度決算の基金残高は85億4,500万円ということで、これを20億から30億規模に引き下げていく方向が示されているように受けとめておりますが、今回の補正予算での分担金の減額措置は、組合としての財政運営上どういった考え方に基づいて行われているのかお尋ねをいたします。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それではお答えさせていただきます。

分担金の減額の理由ということでございますが、前年度の繰越金と、それと基金の繰り入れを合わせまして、それを原資としまして減額をさせていただいてございます。

基金の繰入金とのかかわりでございますが、現在、大規模な事業につきましては、汚泥再生処理センター、また第一工場の基幹設備の工事等もほぼ終わりました、当面基金を切り崩して歳入に充てるということが必要となくなっている状況があるため、基金を取り崩して繰入金に充てまして、それで歳入に回すというふうな考え方を持っております。

ご案内のように「財政計画2013」に基づきまして、計画の基金残高が多い場合につきましては、基金を取り崩して繰入金に充てて、分担金を減額する措置をとっております。この財政計画、今見直しをしている最中でありまして、「財政計画2018」というものを策定中でありまして、計画期間におきましては、平成30年から40年度までの11年間としまして、その間に必要となります経費や、基金の残高等を見込んで、中長期的な財政の実効性を確保していきたいということで計画をしているところでございます。

28年度末の基金残高につきましては85億4,500万円でございます。今後大きな工事、また更新事業が当面ないことから、基金を取り崩して繰入金に充てまして、計画期間の基金の残高につきましては、施設の故障等が万一あった場合を考慮して、20億から30億円程度まで下げまして、「財政計画2013」と比べますとかなり分担金につきましては下がる計画で、現在検討中でございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 再度確認をしますが、平成29年度における新たな基金積み立てが発生しないように、処理をしているというような考え方なのかというふうに受けとめているんですが、そういう解釈でいいのか確認したいと思います。

ちなみに、2013年の財政計画では、平成28年度末の予定の基金残高は68億7,300万円で、実績ははるかに上回っているということで、この2013年の計画自体に問題、問題というか、実際がこれを上回っている状況が既に明らかでありますから、早急な見直し、分担金の変更は重要だと思います。そういった問題についても、どういう見解でいるのか伺いたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 2013の財政計画よりも大分基金が高まっているということにつきましては、おかげさまで第二工場の建設費が予定よりも大幅に少なくて済んだ。さらには、汚泥再生処理センターが建設中でございますが、これにつきましても当初計画よりも少なくなっているということから、基金が多くなっていったという経過がございます。

しかし、まだ第一工場の基幹改修等もありますから、これらを見ながら安定した、先ほど事務局長が答弁しましたように、万が一故障があった場合にはどの程度必要になのかというようなことを見積もりながら、必要最小限の基金にしていきたいということで、今後の分担金につきましても、十分慎重に検討して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○10番 吉田俊一議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第14号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第14号議案について質疑いたします。

まず最初に、今回のこの14号から18号までの議案は1週間前に議案をいただいたときにはなくて、今回追加でここにあるわけなんです、こういう出し方というのは非常に困るので、もうちょっと前に出していただきたいというふうに思うんですが、それはどうしてきょうになったのかということが1つ。

それからもう一つは、この14号の改正の根拠について教えていただきたいと思います。

それともう一つは、29年度は0.1カ月の上昇になるわけなんです、これによって議員期末手当の総額がどのように変わるのか教えていただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

今回、追加議案として提案をさせていただきましたが、これは越谷市の条例、職員の給与条例を20日に可決決定をいただきまして、それに準じて職員の間接費があります。議員の皆さんの期末手当等についても、それに準じて取り組んでおりますので、あわせて提案をさせていただいたということですので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、必要経費については、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それではお答えさせていただきます。

このたびの改定によりまして、0.1カ月分引き上げられるということですのでございます。その影響額につきましては、約11万円の増額を見込んでございます。

なお、現計予算内での対応が可能ですので、補正予算上には計上されてございません。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 越谷市の職員のほうの給与が改定したので、それに伴って議員のほうもということなんです、そもそも職員の給与が上がったことと、議員の報酬が上がる

ことが連動するというのはどこに根拠があるのでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 これまでの経過の中で、常に議員の皆さんの期末手当等につきましても、準拠して取り組んできております。したがって、それに準拠して今回も職員の改定にあわせて、議員の皆さんの期末手当についても改定させていただきたいということで、提案したものでございますので、特段の決まりはございませんが、準拠して取り組んでいるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 これまでそういう方法だったということなんですが、そもそも越谷市とか、この組合そのものが5市1町の自治体からこのごみの処理について別に議会というか、組合をつくって処理しているわけですから、越谷市直ではないわけですよね。要するに組合というのは、5市1町の自治体とは別に新たに自治体というか公共団体をつくっているわけですから、今のご説明だと連動して、準拠してというのは、ちょっと納得いかないわけなんですが、今後、こういう問題もきちんと組合は組合できちんと報酬を定めるとか、そういう独自のあり方というか、そういったことを議員の報酬も含めてなんですが、考えるというか、そういう予定はあるのでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

当組合は一部事務組合でございまして、市町村と同等の取り扱いをするということになっておりますから、ご質問の趣旨もさよう理解をいたしております。しかし独自で取り決めるに当たりましても、いずれか、どこかの方針をある程度参酌をして決めていく必要があると思います。そういう中で、この当組合の職員は越谷市から職員を派遣して、出向しておりますので、職員の給与は越谷市の職員の給与に準ずるということで、さまざまな形のもの越谷市の職員に準拠して取り組んできているのが、今日までの取り組みの経過でございます。

議員におかれましても、やはりそのような方策で取り組んでいくことが、そんなに差異を

生じないで取り組めるものと思います。越谷市の議員の皆さん、さらにはお隣の草加さん、あるいはこの構成の三郷、八潮、吉川、また松伏のそれぞれの自治体においても、少なからず同様な取り組みがなされているものと私は理解をいたしておりますので、さようご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第15号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第15号議案について質疑いたします。

今回のこの改定によって総額、先ほど議員のほうで11万ということだったんですが、これは総額でしょうか。議員全体の金額かどうかということなんですが、だから今回はこの質疑に関しては理事、それから管理者、副管理者の改定による合計の金額を教えてくださいたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 お答えさせていただきます。

先ほどの議員の影響額につきましては、総額でございます。管理者、理事等の特別職につ

きましては、期末手当の0.1カ月分が引き上げることによりまして、17万7,000円の総額が上
がると見込んでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第16号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第17号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第17号議案 東埼玉資源環境組合管理者及び副管理者の給料の特
例に関する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第18号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第18号議案 東埼玉資源環境組合職員の給料の特例に関する条例
制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、齊藤雄二議員。

〔5番 齊藤雄二議員登壇〕

○5番 齊藤雄二議員 それでは、第18号議案 東埼玉資源環境組合職員の給料の特例に関する条例制定について4点お伺いいたします。

16号議案のほうで期末勤勉手当の引き上げがありました。これは減額となっております。その理由について、まずお伺いいたします。

2点目として、期間が平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。3年間とした理由についてお伺いいたします。

3点目として、減額となる4級、また5級以上の役職というのは、具体的にどういった役職になるのかお伺いいたします。

4点目として、4級、5級以上の方が引き下げとなるわけですけれども、人数と平均削減額について伺います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、3年間に限定したという理由でございますが、毎年人事院勧告がありますが、越谷市が全国でラスパイレスが一番高いというようなことから、調整をさせていただくことにいたしました。それに準じて、当組合の職員についても準じて特例を設けさせていただきたいということでございまして、3年間という期間につきましては、当面この状況を全国の自治体の賃金水準等も毎年変化してまいりますので、この状況を見るという意味で3年間という限定をさせて、提案をさせていただいたところでございます。

そのほかにつきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、4級と5級の意味でございますが、4級につきましては主幹職でございます。それから、5級以上につきましては副課長職以上、管理職になりますが、そういった役職でございます。

人数につきましては、4級職では組合内で11人、5級以上の人数につきましては13人、そ

れから再任用の関係で3人おりまして、全部で27人が対象となります。1人当たりの月額平均でございますが、影響額としましてマイナス4,484円でございます。年収平均でございますが、1人当たりマイナス5万3,808円を見込んでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

○5番 齊藤雄二議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案ないし第18号議

案の委員会付託の省略

○切敷光雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案ないし第18号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案ないし第18号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第11号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合財政状況の公表に関する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第13号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第14号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○切敷光雄議長 挙手多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第15号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○切敷光雄議長 挙手多数であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第16号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第17号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第17号議案 東埼玉資源環境組合管理者及び副管理者の給料の特例に関する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第18号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第18号議案 東埼玉資源環境組合職員の給料の特例に関する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○切敷光雄議長 挙手多数であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○切敷光雄議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題とい

たします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○切敷光雄議長 以上で、今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○切敷光雄議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私よりご提案申し上げました9議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございます。

(仮称)汚泥再生処理センターの建設工事は順調に進捗しており、4月の本格稼働に向け1月には計画どおり試験稼働となる運びでございます。まだ外構工事などがございますが、引き続き施工事業者と十分連携を図りながら、安全性に十分留意し、計画どおり工事が進められるよう取り組んでまいります。

また、来る2月16日には完成記念式典を挙げる予定としており、この式典には地元の皆様方を初め、組合議員の皆様にご出席を賜りたいと考えております。後日ご案内を申し上げますので、新施設の見学かたがたご列席をいただければ幸いです。

年の瀬を迎え何かとお忙しいことと存じますが、議員の皆様におかれましては健康に十分

ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○切敷光雄議長 これにて、平成29年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時14分 閉会